

「 憲 法 」

〈45分〉

（注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。）

次の仮想事例を読み、下記の設問に答えなさい。

【仮想事例】

Xは、いわゆるフリージャーナリストである。過去にXは、環境問題に関する複数の著書を大手出版社より出版し、その中には、10万冊以上売れて、ベストセラーになったものもある。

20XX年2月頃から、新聞・テレビ・インターネットにおいて、A市議会の有力議員が土壌汚染の原因の可能性があると疑われている企業から多額の政治献金を受けていたことが報道されるようになった。

そこでXは、同年3月、A市議会環境委員会のB委員長に対し、同月に開催される同委員会（以下「本件委員会」という）の傍聴の許可申請をした。

ところがB委員長は、A市の市政運営方針や施策、行事など市政に関する情報を市民に素早く、正確に伝える市の取組みにおいて重要な役割を担っているA市政記者クラブにXが所属していないことから、A市議会委員会条例（以下「本件条例」という）15条に基づき、Xに対して、本件委員会の傍聴を許可しない旨の処分（以下「本件不許可処分」という）をした。

Xは、多くの人々に偏見を交えず公平かつ客観的に情報を伝達する能力を有するジャーナリストであると自負していたことから、本件不許可処分に納得がいかず、A市に対し、国家賠償法1条1項に基づき慰謝料などを求める訴訟を提起しようとしている。

【設問】本件不許可処分には、どのような憲法上の論点があるか。Xの立場から、A市の反論を踏まえて論じなさい。

なお、法律と条例の関係、法の下での平等（憲法14条1項）について触れる必要はない。

【参考法令】A市議会委員会条例（抄）

（傍聴の取扱）

第15条 委員会は、議員のほか、報道の任務にあたる者その他の者で委員長の許可を得た者が傍聴することができる。

以上

「 刑 法 」

〈45分〉

（注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。）

以下の設例を読んで、下記の設問に答えなさい。

〔設例〕

甲は某年某月1日に強盗事件を起こし、以後潜伏中の身であった。同月3日、甲は友人乙に電話をかけてこの件について打ち明けたところ、乙は何とかして甲がつかまらないように協力したいとの思いを甲に伝えた。それに喜んだ甲は乙に対し、「いざという時は俺が警察につかまらないように尽力してくれないか。」と依頼すると、乙は「わかった。任せとけ。」と快諾した。

同月5日、A警察署の警察官Bらは、上記事件の犯人が甲に違いないとの確信を得たので、この事件につき甲に対する逮捕状の発付を受け、甲の居場所を方々探し始めたところ、同日の夕方、繁華街で甲が乙と共に歩いているのを発見した。そこで、Bが逮捕のため甲に接近しようとしたが、それに気づいた甲が走って逃げ出したので、Bはその後を追おうとした。その時乙は上記の甲との約束を思い出し、Bに対し大声で「おまわりさん、こっちですよ。逃げた奴はこっちに走っていきました。」と呼びかけた。それを聞いたBは不審に思いながら乙のところに向かい、「本当か。犯人は赤いシャツを着た奴だが。」と乙に質問したところ、乙は「勘違いでした。ごめんなさい。」とBに述べて謝罪した。この乙による攪乱行為のため、Bは甲の姿を見失ってしまい、結局この日は甲を逮捕することができずに終わった。

<設例, 以上>

〔設問〕

某大学法学部の優秀な学生であるC君は、上記の設例が出題された同大学の刑法科目の期末試験において、甲の罪責につき犯人隠避罪関係の罪責を検討した上で結局それを否定し、乙の罪責については犯人隠避罪の成立を認めた上で、さらに業務妨害罪の成立も、一定の行数考察した結果、肯定した。

さて、C君はいかなる答案を書いたのであろうか。その一例を再現しなさい（罪数に関する部分については書かなくてよい）。

以上

「 民 法 」

〈45分〉

（注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。）

以下の設問にすべて答えなさい。なお、各設問は独立しているものとする。

【設問1】

Aは、B所有の土地（以下「甲」という）を自己の土地と過失なく誤信し、その土地の上に建物（以下「乙」という）を建てて居住し、12年間甲を占有していた。その後、Aは乙をCに賃貸し、CはAを所有者だと信じて5年間居住していた。Bから甲の明渡請求を受けたCは、Aによる甲所有権の取得時効を援用してこれを拒めるか。

【設問2】

Xは、2000年6月1日、その所有する土地（以下「丙」という）をYに贈与し、引き渡したが、税金の関係上、登記名義はXのままであった。ところが、Xは、登記が自己にあることを奇貨として、2010年3月1日、丙をZに売却し登記も移転した。さらに、Zは、Yの占有に気がつかず、2010年8月1日、丙をTに売却し、登記も移転した。Tから丙の明渡請求を受けたYはこれを拒めるか。

「 商 法 」

〈45分〉

（注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。）

次の設例を読み、後記〔設問1〕および〔設問2〕に答えなさい。

配点：各50点

1. 甲株式会社（以下「甲社」という。）は、取締役会設置会社であり、事業年度を毎年4月1日から翌年3月31日とする旨、および、毎事業年度末日の最終株主名簿に記載された議決権を有する株主が当該事業年度に関する定時株主総会において権利を行使できる株主とする旨の定款の定めを有している。株券は発行されていない。
2. 甲社の株主Aは、2023年3月1日に、Bに対しその保有する株式の全部を譲渡した（以下「本件株式の譲渡」という。）が、Bは甲社に対し株主名簿の書換えを請求しないまま、同年3月31日を経過した。

〔設問1〕

甲社が公開会社でありかつ種類株式発行会社でないとき、本件株式の譲渡について察知した甲社が、2023年3月31日を末日とする事業年度に係る定時株主総会の招集通知をAではなくBに対し発送し、Bに当該定時株主総会における議決権行使を認めることはできるか。

〔設問2〕

甲社の定款に、株式の譲渡による取得について、取締役会の承認を要する旨の定めがあるとき、Aが甲社の取締役会の承認を得ることなくBに対し株式を譲渡していた場合、本件株式の譲渡について察知した甲社が、2023年3月31日を末日とする事業年度に係る定時株主総会の招集通知をAではなくBに対し発送し、Bに当該定時株主総会における議決権行使を認めることはできるか。

2024年度
法務研究科 法務専攻（法科大学院）C日程 入学試験問題

「 民事訴訟法 」

〈45分〉

（注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。）

準備的口頭弁論、弁論準備手続及び書面による準備手続の異同について説明しなさい。